

岐阜県国民保護計画

岐 阜 県

目 次

第1編 総論	頁数
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ等	1
2 県国民保護計画の構成	2
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
5 岐阜県地域防災計画との関連	2
6 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	
1 基本的人権の尊重	6
2 国民の権利利益の迅速な救済	6
3 国民に対する情報提供	6
4 関係機関相互の連携協力の確保	6
5 国民の協力	6
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	7
7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	7
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	7
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
1 関係機関の事務又は業務の大綱	8
2 関係機関の連絡先	8
第4章 県の地理的、社会的特徴	
1 地理的特徴	9
2 社会的特徴	10
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	15
3 NBC攻撃の場合の対応	15
4 本県において特に留意すべき事項	17
第2編 平素からの備えや予防	
第1章 組織・体制の整備等	
1 県における組織・体制の整備	19
2 関係機関との連携体制の整備	20
3 通信の確保	23
4 情報収集・提供等の体制整備	24

5	研修及び訓練	27
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	29
2	救援に関する基本的事項	29
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
4	交通の確保に関する体制等の整備	30
5	避難施設の指定	31
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	32
第3章	生活関連等施設の把握等	
1	生活関連等施設の把握等	33
2	県及び市町村が管理する公共施設における警戒	34
第4章	物資及び資材の備蓄・整備	
1	基本的考え方	35
2	国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備	35
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	36
5	復旧のための各種資料等の整備等	36
第5章	国民保護に関する啓発	
1	国民保護措置に関する啓発	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
3	市町村における国民保護に関する啓発	38
第3編	武力攻撃事態等への対処	
第1章	初動体制の迅速な確立	
1	初動体制	39
2	県対策本部への移行	39
3	市町村における初動体制の迅速な確立	39
第2章	県対策本部の設置等	
1	県対策本部	40
2	現地調整所の設置	40
3	通信の確保	40
第3章	関係機関相互の連携	
1	国の対策本部との連携	42
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	42
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	44
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44

7	県の行う応援等	45
8	ボランティア団体等に対する支援等	45
9	住民への協力要請	46
第4章	警報及び避難の指示等	
1	警報の通知及び伝達	48
2	避難の指示等	51
第5章	救援	
1	救援の実施	63
2	関係機関との連携	64
3	救援の内容	65
4	医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	68
5	救援の際の物資の売渡し要請等	68
6	既存民間防災組織との連携	69
7	医療の要請等に従事する者の安全確保	70
第6章	安否情報の収集・提供	
1	安否情報の収集	71
2	総務大臣に対する報告	72
3	安否情報の照会に対する回答	72
4	日本赤十字社に対する協力	73
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	73
第7章	武力攻撃災害への対処	
1	生活関連等施設の安全確保等	74
2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	76
3	応急措置等	81
第8章	被災情報の収集及び報告	
1	被災情報の収集及び報告	85
2	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	85
3	被災情報の提供	85
第9章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	86
3	文化財の保護	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	
1	生活関連物資等の価格安定	88
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	90
第11章	交通規制	
1	交通状況の把握	91

2	交通規制の実施	91
3	緊急通行車両の確認	91
4	交通規制等の周知徹底	91
5	緊急交通路確保のための権限等	91
6	関係機関との連携	92
第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理		
1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	93
2	赤十字標章等の交付及び管理	94
3	特殊標章等の交付及び管理	94
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	95
第4編 復旧等		
第1章 応急の復旧		
1	基本的考え方	96
2	ライフライン施設の応急の復旧	96
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	96
第2章 武力攻撃災害の復旧		
1	被災施設及び被災地の復旧	97
2	住宅の確保	97
3	流通機能回復	98
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等		
1	国への負担金の請求	99
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	99
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	100
第5編 緊急対処事態への対処		
1	緊急対処事態	101
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	101

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ等

(1) 県の責務（国民保護法第 3 条関係）

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民保護法第 32 条第 1 項の規定により政府が定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ（国民保護法第 34 条関係）

知事は、国民保護法第 34 条第 1 項の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画の目的（国民保護法第 34 条関係）

県国民保護計画は、武力攻撃事態等において県民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市町村及び関係機関の役割、県民の協力、武力攻撃事態等における県民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他県が実施する国民保護措置に必要な事項について定めることを目的とする。

(4) 県国民保護計画に定める事項（国民保護法第 34 条関係）

県国民保護計画には、国民保護法第 34 条第 2 項各号に掲げる次の事項を定める。

- ① 県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 県内における国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

(5) マニュアルの作成

この計画で定める事項の具体的実施要領及び体制については、別途マニュアルを作成する。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処
- 資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続（国民保護法第34条、第37条関係）

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、基本指針の変更や、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、岐阜県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、指定地方行政機関、市町村及び指定公共機関等の意見を聞くなど、広く関係者の意見を求める。

※ 岐阜県国民保護協議会

国民保護法第37条に基づき設置され、知事の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項について審議等を行う機関であり、岐阜県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、国民保護法に定めるもののほか、岐阜県国民保護協議会条例（平成17年3月23日岐阜県条例第15号）で定められている。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、岐阜県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、岐阜県国民保護協議会への諮問、内閣総理大臣への協議は行わない。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

（国民保護法第35条、第36条関係）

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に示されている点を基準とするほか、示されていない事項については、基本指針や消防庁が作成する市町村国民保護モデル計画を踏まえて作成するものとする。

5 岐阜県地域防災計画との関連

武力攻撃事態等への対応については、自然災害等への対応と共通することが多いことから、国民保護措置の実施に際しては、災害対策基本法第40条第1項に基づく岐阜県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）による対応方法を活用する。

6 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	定義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃や緊急処理事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。
ゲリラ	不正規軍の要員をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

(避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

用語	定義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。)
国対策本部	事態対策本部をいう。 (武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。))第10条による。)
県対策本部	岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
県警戒本部	岐阜県国民保護警戒本部をいう。
市町村対策本部	市町村国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
国対策本部長	事態対策本部長をいう。 (事態対処法第11条による。)
県対策本部長	岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)
市町村対策本部長	市町村国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)

(関係機関、施設関連)

用語	定義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関4内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。

指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第10号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和4年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警察官等	警察官及び自衛官をいう。

(原子力災害関連)

用語	定義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
事業所外運搬	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等に際して、県民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。そのため、武力攻撃事態等に備えて、県国民保護計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等が発生した場合には、国の方針に基づき、国、近隣県、市町村及び関係機関等と連携し、国民保護措置を総合的に推進する。

県国民保護計画の作成に当たっては、本県の地理的状況や想定される武力攻撃事態等を考慮した実効性のあるものとする。また、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重など下記の事項に留意するとともに、県民が、自発的な意思に基づき、協力する気運づくりに努める。

1 基本的人権の尊重（国民保護法第5条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（国民保護法第6条関係）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供（国民保護法第8条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条関係）

県は、国、市町村並びに指定公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（国民保護法第4条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その際、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

(国民保護法第7条関係)

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。また、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 (国民保護法第9条関係)

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者への保護について留意する。また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (国民保護法第22条関係)

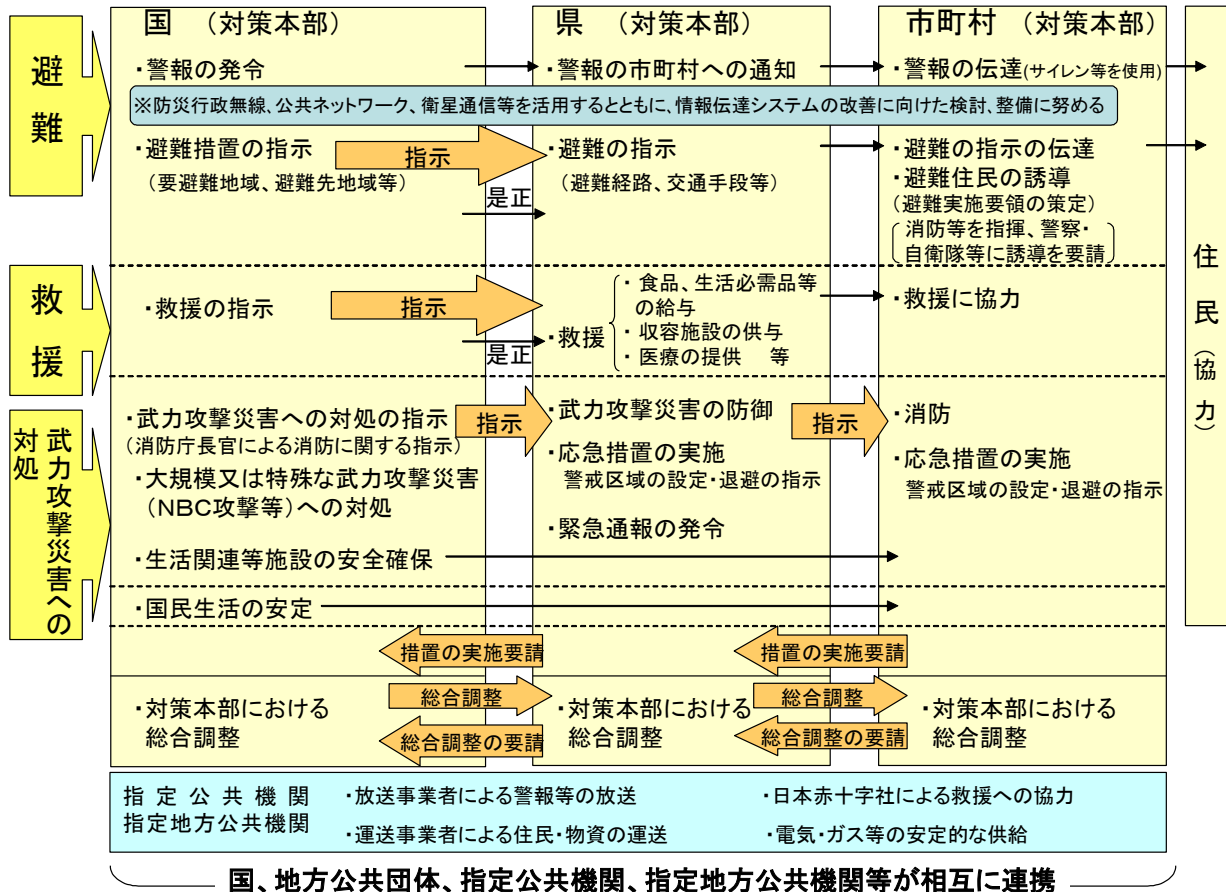
県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

なお、国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等の事務又は業務の大綱は、「資料編」掲載のとおりである。

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

第4章 県の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置

本県は、南は愛知県、三重県、西は滋賀県、福井県、北は石川県、富山県、東は長野県とそれぞれ隣接しており、本州のほぼ中央に位置する内陸県である。

東西南北各端の経度及び緯度は次のとおりである。

方位	地名	経緯度
極東	高山市奥飛騨温泉郷	東経137° 39′ 11″
極西	揖斐郡揖斐川町	東経136° 16′ 35″
極南	海津市海津町	北緯 35° 8′ 02″
極北	飛騨市神岡町	北緯 36° 27′ 54″

(2) 地形

本県は、0メートルに近い平野から3,000メートル以上の山地まであり、「飛山濃水の地」といわれ、面積は10,621平方キロメートルで、全国第7位の広さとなっている。

県の北部及び東部の大部分は山地で、南西部に濃尾平野の一部である美濃平野がある。東部県境は飛騨山脈で、その北部の3,000メートル以上の高峻な山々は、日本を代表する山岳美で「日本アルプス」の名があり、その南に焼岳、アカダナ山、乗鞍岳、御嶽山等の火山がある。西部県境は加賀、越前、鈴鹿等の山地部で2,000メートル前後の山岳が続き、北に火山である白山のほか、大日ヶ岳等、南に伊吹山等がある。この東西県境の高い山地の間に、それより一段低い飛騨高地、美濃高原があり、北部から南部へ高度と起伏を減じながら美濃平野に続いている。

県の大部分を占める山地は、水量豊かな河川のかん養地で、乗鞍岳、位山、大日ヶ岳等の山を結んだ山地を分水嶺として、長大な河川が太平洋側と日本海側に注いでいる。宮川と高原川が合流した神通川と庄川が日本海にそそぎ、太平洋へは長野県から発する木曾川に飛騨川が合流し、長良川、揖斐川等の大河川とともに濃尾平野に集まって伊勢湾にそそぐ。これらの河川は、山間部や中流部の隆起地帯で谷を深くきざみ、景観に富む峡谷をなしているが、現在ではわが国屈指の電源地帯に開発されている。また、各種用水に利用されるなど、水資源の豊富さを誇っている。

なお、地形図は、「資料編」掲載のとおりである。

(3) 地質

本県は、西南日本の内帯に入るので、その特色として古生層や花崗岩で覆われているところが多い。加茂郡から西方の美濃山地の大部分及び飛騨東部は秩父古生層と呼ばれていた中古生層であり、東濃地域から加茂東部、飛騨地域は花崗岩類や流紋岩類、変成岩類に広く覆われている。その他は、中世代のジュラ紀層が、北西県境と古川付近の山地に2、3の塊をなし、新生代の第三紀層は東濃地域及び可児、加茂の各郡や養老、北飛騨の一部に見られる。

なお、地質図は、「資料編」掲載のとおりである。

(4) 気候

本県の地形は、美濃平野を除いて山間部、丘陵地、山岳地帯により構成され、また、分水嶺により太平洋側、日本海側に流れる河川に支配されているので、気象状況は地域的に差異がある。

気温の地域的特性を見ると、乗鞍山麓から高山盆地を経て庄川上流の山間部に至る地帯、すなわち、分水嶺の日本海側斜面が気温の最も低い地方である。また、分水嶺から太平洋側斜面を下るに従って次第に気温は高くなっており、南濃地方では、分水嶺の日本海側斜面より 7 度から 8 度も高い。冬の期間も同様に長短があり驛地方では美濃地方より冬季が長い。

県の年平均降水量は、1,600 ミリから 3,300 ミリの範囲であるが、揖斐川、長良川の上流域では 3,000 ミリを超え、特に揖斐川上流の揖斐川町徳山では、明治 29 年に 5,096.2 ミリを記録したことがある。これは、宮崎県の東南斜面、高知県の山岳地帯などと並び、日本有数の多雨地帯である。対照的に、冬季の北西季節風による降水（主として雪）は、分水嶺の日本海側や関ヶ原鞍部に多い。

なお、気候図は、「資料編」掲載のとおりである。

2 社会的特徴

(1) 人口

本県の人口は、約 203 万人で（平成 27 年 10 月 1 日現在国勢調査速報値）、増加率は低下している。人口の大半は県南部に集中しており、特に、県内最大の人口規模（約 40 万人）を有する岐阜市を含む岐阜圏域には約 80 万人が住んでいる。また、西濃圏域から岐阜圏域、中濃圏域、東濃圏域に至る県南部に人口密度の高い地域が集中している。

なお、市町村別人口密度図は、「資料編」掲載のとおりである。

(2) 土地利用

本県の平成 26 年 10 月 1 日現在の土地利用区分面積をみると、森林が 85 万 7,586ha（構成 80.7%）と最も多く、次いで、農地 5 万 7,198ha（同 5.4%）、宅地（住宅地、工業用地、事務所、店舗等のその他の宅地）4 万 946ha（同 3.9%）、道路 3 万 891ha（同 2.9%）等となっている。

これを、森林、農地、原野の面積を合計した自然的土地利用と、宅地、道路の面積を合計した都市的土地利用とに大別すると、自然的土地利用は 92 万 37ha（構成比 86.6%）、都市的土地利用は 7 万 1,837ha（同 6.8%）となっている。

(3) 産業構造

平成 26 年度の県内総生産は、7 兆 2,088 億円で、産業別構成比をみると製造業が 24.3%で最も高く、次いでサービス業 19.3%、不動産業（持家の帰属家賃を含む）13.1%の順となっている。

製造業に特化した産業構造になっているが、経済のサービス化・ソフト化の進展とともに、製造業は減少傾向にあり、サービス業が増加傾向にある。

(4) 交通

① 道路

本県の道路網は、広域的な幹線道路として名神高速道路、中央自動車道、東

海北陸自動車道、中部縦貫自動車道及び東海環状自動車道と一般国道の19号、21号、22号、41号、156号、158号、258号等、地域の幹線道路として主要地方道と一般県道、そして、生活道路としての市町村道等から成り立っている。特に、名神高速道路、中央自動車道は、本県や東海地方だけでなく、わが国の骨格交通路として重要な役割を果たしている。

名神高速道路や国道21号が通る関ヶ原地区、中央自動車道や19号が通る中津川地区は、狭隘な地域に交通路が集中している。また、愛知県境には木曾川が流れ、多数の橋梁がかかっている。さらに、本県を南北に縦貫する東海北陸自動車道、国道41号、156号や東西に走る中部縦貫自動車道や158号は、中部山岳地帯に制約され、トンネルの多い山間道路となっている。

なお、道路図は、「資料編」掲載のとおりである。

② 鉄道

県内には、JR（東海道新幹線、東海道本線、高山本線、中央本線、太多線）、名古屋鉄道（以下「名鉄」という。）（名古屋本線、犬山線、各務原線、広見線、竹鼻線、羽島線）、養老鉄道、樽見鉄道、長良川鉄道及び明知鉄道が通っている。

東海道新幹線は、駅としては岐阜羽島駅のみで、同駅の停車本数は上下線合わせて約70本であるが、関東と関西を結ぶ国土の大動脈として同駅を通過する本数は、上下線合わせて約280本と多い。

新幹線以外の主な駅としては、JRでは、岐阜の玄関口であり、最も乗降客の多い岐阜駅、次いで大垣駅、多治見駅のほか、全国屈指の観光都市である高山市の高山駅、車両基地がある美濃太田駅等が挙げられる。また、名鉄では、名鉄岐阜駅がJR岐阜駅と並んで乗降客が多く、県内名鉄路線の中心的な駅となっている。

なお、鉄道路線図は、「資料編」掲載のとおりである。

③ 飛行場等

県内には、(5)で述べる航空自衛隊岐阜基地のほか、高山市に800メートルの滑走路を有する「飛騨エアパーク」があり、農産物等の空輸拠点として利用されている。また、ヘリポートは非公共用が5箇所（岐阜市、大垣市、関市、多治見市）あり、その他、緊急離着陸場と飛行場外離着陸場が約250箇所ある。

なお、緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場は、「資料編」掲載のとおりである。

(5) 自衛隊施設等

各務原市には、航空自衛隊岐阜基地が存在する。所属隊員数は約2,400名で、2,700メートル（幅45メートル）の滑走路を有する。

主な部隊としては、第4高射群や飛行開発実験団、第2補給処がある。また、岐阜県唯一の陸上自衛隊の部隊として、陸上自衛隊第6施設群第369施設中隊が駐屯している。さらに、敷地に隣接して我が国の航空機産業の一翼を担う川崎重工岐阜工場がある。

(6) ダム

本県は広大な山間部と豊富な水量を有していることから、多くのダムが建設され、平成27年4月現在、ダム（高さ15m以上）の数は90基に上っている。

その多くは、発電目的を有するダム（46基）及びかんがい目的を有するダム（28基）である。また、阿木川ダムや丸山ダムに代表される治水目的・利水目的など複

数の目的を有する多目的ダムは12基ある。

(7) 大規模集客施設等

近年、都市近郊に、従来の大型スーパーに映画館や飲食店街、専門店街等を組み合わせた複合型商業施設が出現し、年間を通じて多くの人が集まる。また、高山市の古い町並み、岐阜市の「岐阜公園」一帯、各務原市の「河川環境楽園」、海津市の「木曾三川公園」、世界遺産に指定された白川村の「合掌造り」等は、行楽シーズンを中心に多くの人で賑わう。

(8) 隣接県との特徴的な関係

① 大都市名古屋市との関係

県南部は、人口200万人を超える名古屋市の通勤圏であり、昼間は多くの人が名古屋市及びその周辺で働いている。県全体の昼夜間人口比率（夜間人口に対する昼間人口の割合）は、2015年10月現在で96.1%であり、市町村別に昼夜間人口比を見ると、岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃市等で昼夜間人口比が100%を超えている一方、名古屋市等への通勤が多い多治見市、羽島市では昼夜間人口比が90%を切っている。名古屋市への通勤・通学者が最も多いのは岐阜市で約11,100人、以下、多治見市が約7,000人、各務原市が約4,400人と続いている。

なお、市町村の昼夜間人口は、「資料編」掲載のとおりである。

② 原子力発電所が立地する隣接県との関係

岐阜県内に原子力発電所はないものの、隣接する福井県の敦賀半島に敦賀発電所（福井県敦賀市）、美浜発電所（福井県三方郡美浜町）があり、敦賀発電所から岐阜県境までの距離は約25kmと近い。また、隣接県としては石川県にも志賀原子力発電所があり、岐阜県境まで約80kmに位置している。

なお、隣接県の原子力発電所は、「資料編」掲載のとおりである。

③ その他

ア 中部国際空港

愛知県常滑市沖にあり、約470ヘクタールの広さの敷地内に長さ3,500メートル滑走路を有し、中部圏の空の玄関としてだけでなく、成田、関西と並んで国際拠点空港として位置づけられている。その航空機発着回数及び航空旅客数は、それぞれ国際線と国内線を合わせて、月あたり約8,400回、約91万人に上る。

イ 陸上自衛隊第10師団

名古屋市守山区に司令部を置き、東海北陸6県（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）の防衛、警備、災害派遣、民生協力等に当たっている。中でも第35普通科連隊は、本県の担当部隊としての役割を担っている。

ウ 航空自衛隊小牧基地

小牧市、春日井市及び豊山町にまたがって所在し、滑走路は愛知県が管轄する名古屋飛行場と共同使用している。航空輸送、管制官教育、救難機の整備及び救難教育等を主な活動とし、自衛隊の海外派遣活動における空輸任務の中心的役割を果たす第1輸送航空隊をはじめ7つの部隊が所属している。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画は、国の基本指針において想定されている次の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。特に、NBC攻撃の場合の対応及び本県の地理的、社会的特徴に留意する。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻の場合

① 攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

② 想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

③ 被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶと想定される。

④ 事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

⑤ 避難、救援、災害対処に係る留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させることができるが、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力の確保が重要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する攻撃が想定される。

② 想定される主な被害

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

③ 被害の範囲、期間

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されると考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。

④ 事態の予測・察知

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。

⑤ 避難、救援、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、臨機かつ適切な対応を行う必要がある。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 攻撃目標となりやすい地域

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

② 想定される主な被害

通常弾頭の場合にはミサイルは、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

③ 被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

④ 事態の予測・察知

事前に兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難である。

⑤ 避難、救援、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

当初は、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設への屋内避難を指示するものとし、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する。

(4) 航空攻撃の場合

① 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

② 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

③ 被害の範囲、期間

急襲的な攻撃が、繰り返し行われることも考えられる。

④ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

⑤ 避難、救援、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。その際には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に避難させ、その後

の事態の推移、被害の状況等に応じ他の安全な地域への避難を指示する。

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - (ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - (イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
 - イ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
 - ウ ダムの破壊
 - 下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破
 - 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - (ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - (イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が擾乱されると、後年、ガンを発症することもある。
 - (ウ) 小型核爆弾の特徴については、後述の核兵器の特徴と同様である。
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - (ア) 生物剤の特徴については、後述の生物兵器の特徴と同様である。
 - (イ) 毒素の特徴については、後述の化学兵器の特徴と類似している。
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - 化学剤の特徴については、後述の化学兵器の特徴と同様である。
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
 - ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
 - イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
 - ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

3 NBC攻撃の場合の対応

(1) 核兵器等

- ① 想定される被害
 - ア 核攻撃による被害は、当初は（ア）核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射

線の発生によって、その後は、(イ) 放射性降下物(爆発時に生じた放射能をもった灰)や(ウ) 中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。

イ (ア) (熱線、爆風など)及び(ウ) (中性子誘導放射能による残留放射線)は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

(イ) (放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく(放射性降下物の皮膚付着による被ばく)や内部被ばく(放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく)による、放射線障害などの被害をもたらす。

② 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ、近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

キ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染(防災基本計画(原子力災害対策編)の簡易除染をいう。以下同じ。)その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(2) 生物兵器

① 想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特に、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

② 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器

① 想定される被害

化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

② 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は、予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

4 本県において特に留意すべき事項

武力攻撃事態等は、その時点における国際情勢や特定の国又は国際組織との関係、相手方の意図、攻撃能力等の複雑な要素が絡み合って発生するものであり、その事態を一概に想定することは困難である。

現在の情勢下では、我が国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低いと考えられており、本県の地理的条件や社会的特性を踏まえると、弾道ミサイルによる攻撃、あるいはテロ攻撃といった事態が想定されることになる。

本県の場合、前述したとおり、特に

- 県内に航空自衛隊の基地がある。
- 隣県に原子力発電所が多数設置されている。
- 太平洋ベルト地帯の一翼を形成している名古屋市を中心とする中京圏の一角に位置している。
- 県土の多くを山地が占め、中山間地域に多くの町や村、そして集落が散在している。

といった特性に配慮した対応が必要となる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

1 県における組織・体制の整備

(1) 県の各部局における平素の業務

① 平素の業務

県の各部局は、第3編第2章1(3)で、国民保護措置における本部各部・各班の事務分担として示された事項を迅速かつ的確に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

② 県地域防災計画に基づく対応を活用した体制の整備

県は、防災に対する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制の整備を図り、国からの警報や避難措置の指示の的確な受信や市町村等への迅速な伝達などに24時間即応できる体制をとる。

③ 県対策本部の機能の確保

県は、県対策本部が設置された場合にその機能が発揮できるよう、平素から、交代要員やその他職員の適切な配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備、仮眠設備等の整備等を行う。

(2) 県の初動体制

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、24時間即応体制をとるとともに、次の事態の状況に応じた初動体制と職員参集基準をとる。

なお、各体制の動員体制は、「資料編」掲載のとおりである。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制
事態認定後	岐阜県以外の都道府県が都道府県国民保護対策本部設置通知を受けた場合	県国民保護警戒本部体制
	県国民保護対策本部設置通知を受けた場合	県国民保護対策本部体制

【職員参集基準】

体制	参集基準
①情報収集体制	危機管理部職員及び関係課(室)の指定された職員が参集
②県国民保護警戒本部体制	危機管理部職員及び各部局主管課等関係課(室)職員が参集
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が参集

- ① 職員への連絡手段の確保
県の幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。
 - ② 職員の参集が困難な場合の対応
県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- (3) 国民の権利利益の救済のための体制（国民保護法第6条、第175条関係）
- ① 国民の権利利益の迅速な救済
県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、又は国民からの問い合わせに対応するため、手続項目ごとに担当課等を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなど、国民の権利利益の救済のために迅速に対応する体制の整備を図る。
なお、国民の権利利益の救済に係る手続項目は、「資料編」掲載のとおりである。
 - ② 国民の権利利益に関する文書の保存
県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）等の定めにより、適切に保存する。また、この場合、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぎ、安全な場所に確実に保管できる管理体制の整備を図る。
- (4) 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等
- 市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに、市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備を図る。
- 指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

2 関係機関との連携体制の整備

- (1) 基本的考え方
 - ① 防災のための連携体制の活用
県は、防災のための連携体制を活用し、国、近隣県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携を図る。
 - ② 関係機関の連絡先の把握

県は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。

なお、関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

③ 関係機関の計画との整合性の確保

県は、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

④ 関係機関相互の意思疎通

県は、避難、救援等の個別テーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会部会を活用することなどにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(2) 国の機関との連携（国民保護法第3条関係）

① 指定行政機関との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

② 防衛省・自衛隊との連携

県は、防災のための連絡体制を活用するほか、共同訓練を進めながら、防衛省・自衛隊との連携強化を図る。

③ 指定地方行政機関との連携

県は、県内での国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

(3) 他の都道府県との連携（国民保護法第3条、第13条関係）

① 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、防災のために締結されている広域応援体制を活用して、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための体制を整備する。

② 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、中部9県1市災害時等の応援に関する協定等の相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う。

この場合において、相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

③ 警察災害派遣隊等の充実・強化

県警察は、警察災害派遣隊等が直ちに出勤できるよう招集・出勤体制を確立するとともに、隊員に専門的知識及び技能を習得させるための教養訓練を徹底する等体制の整備を図る。

④ 他の都道府県に対する事務の委託

県は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、委託業務の範囲、管理及び執行の方法など、あらかじめ必要な準備を行う。

(4) 市町村との連携（国民保護法第3条、第14条、第35条関係）

① 市町村との連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市町村との緊密な連携を図る。特に、市町村による避難の指示の伝達、避難の誘導、県との協力のもと実施する救援活動等が重要であることから、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野について、平常時から市町村との連携体制を確保し、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。

② 市町村の行うべき事務の代行

知事は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、あらかじめ調整を図る。

③ 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が、相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

⑤ 消防機関の応援体制の整備

県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援体制の整備を図る。また、消防機関におけるNBC攻撃により発生する武力攻撃災害に対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握するとともに、市町村とともに整備を支援する。

⑥ 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(5) 指定公共機関等との連携（国民保護法第3条、第36条関係）

① 指定公共機関等との連携

県は、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

② 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

③ 関係機関との協定の締結等

県は、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、全岐阜県生活協同組合連合会等関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、既存の協定の見直しあるいは新たな協定の締結を図る。また、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、防災資機材や食料等の備蓄などを企業に要請するとともに、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行い、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(6) ボランティア団体等に対する支援（国民保護法第4条関係）

① 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された東海地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。また、非常用電源、移動無線等の応急用資機材の確保充実を図り、災害時における応急措置の実施体制を整備する。

なお、県警察は、中部管区警察局等と連携して通信の確保に関する対策の推進を図る。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

なお、県地域防災計画では、県と市町村及び関係機関の自然災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星系通信、地上系通信及び移動系通信を併用した通信施設の整備を行い、運用していることから、非常通信体制としては、既存の通信施設を有効利用する。

今後、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備

ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備を図る。（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）

イ 関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 被災現場の状況を既存のシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムを活用する。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 管理・運用

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器

- の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、連絡体制の整備を図る。
 - ウ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
 - エ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
 - オ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

③ 訓練

- ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- イ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(3) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。また、要配慮者その他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努めるものとする。

4 情報収集・提供等の体制整備

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、県と市町村及び関係機関の通信手段として、衛星系通信、地上系通信及び移動系通信を併用した通信施設や被害情報集約システム、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)の運用を図るなど、体制を整備する。

② 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に際し、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、要配慮者その他情報伝達に際し援護を要する者に対する確実な情報伝達に留意する。

③ 関係機関における情報の共有

県は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域

社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を図る。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報の項目、用語の定義、優先順位等を標準化し、共通のシステムに集約を図る。

なお、国民保護措置に係る情報収集項目は、「資料編」掲載のとおりである。

④ 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

(2) 警報等の通知に必要な準備（国民保護法第48条関係）

① 警報等の通知先となる関係機関

県は、警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を把握し、随時、情報の更新を行う。

なお、関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

② 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、警報の伝達を行う学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

③ 市町村に対する支援等

県は、関係機関と連携して、市町村が適切に警報の伝達を行うことができるよう必要な支援を行う。

なお、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう市町村との協力体制を構築する。

(3) 市町村における警報の伝達に必要な準備（国民保護法第47条関係）

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。また、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法等を定めておくものとする。

(4) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条関係）

① 安否情報の報告事項及び報告様式

県が収集・報告すべき避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書（別添1のとおり）である。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

① 氏名

② フリガナ

- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（削除）
- ⑦ ①～⑥のほか、その他個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

② 安否情報収集のための体制整備

知事は、市町村長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）について把握する。

③ 安否情報の収集のための準備

知事は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、把握する。また、知事への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に規定する様式第1号の周知徹底を図る。

(5) 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(国民保護法第94条関係)

① 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者を定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

② 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて把握しておくものとする。

- (6) 被災情報の収集・報告に必要な準備（国民保護法第126条、第127条関係）
- ① 情報収集・連絡体制の整備
県は、資料編に掲げる「国民保護情報集約センター」を設置するなど、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備をとる。
 - ② 被災情報収集のための準備
県は、市町村に対し、被災情報の報告を被害情報集約システム及び別添2の様式により行うよう周知するとともに、併せて、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。
- (7) 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備
（国民保護法第126条、第127条関係）
- 市町村は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備するものとする。

5 研修及び訓練

- (1) 研修
- ① 国の研修機関における研修の活用
県は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。
 - ② 県の研修機関における研修の活用
県は、職員研修所や消防学校と連携して、職員や市町村職員、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国が作成する教材を活用するなど、多用な方法による研修を行う。
 - ③ 外部有識者等による研修
県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。
- (2) 訓練（国民保護法第42条関係）
- ① 県における訓練の実施
県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置について訓練を実施する。
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成など、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防機関、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。
 - ② 訓練の形態及び項目
訓練項目は以下のとおりとし、訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

なお、訓練の区分及び内容は、「資料編」に掲載のとおりである。

③ 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に、要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、県国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとともに、参加が容易になるよう、開催時期や場所等に配慮する。

オ 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 県警察は、特に必要と認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

武力攻撃災害における避難は、

- 緊急時に、一時的に直近の建物内への避難を要する場合
- 市町村外や県外といった遠方への避難を要する場合
- 市町村単位又は近隣市町村を含めた大規模な避難を要する場合
- 長期にわたる避難を要する場合

など、武力攻撃事態等の態様や時間的余裕の有無により、一般の災害における避難とは異なる特徴がある。

(1) 基礎的資料の整備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

なお、関係資料は、「資料編」掲載のとおりである。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（国民保護法第61条関係）

県は、関係機関と連携し、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考にした市町村の避難実施要領のパターン作成に対し、必要な助言を行う。

この場合において、県警察は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の整備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

(2) 電気通信事業者との協議（国民保護法第78条関係）

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、指定公共機関である電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等（国民保護法第85条関係）

県は、救護班の派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法を、医療関係団体等とあらかじめ調整する。

この場合において、国や医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者を把握する。

(4) 市町村との調整（国民保護法第76条関係）

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（国民保護法第71条、第79条関係）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑かつ迅速に行うため、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取りなどにより、運送事業者の輸送力を把握する。

なお、運送事業者は、「資料編」掲載のとおりである。

(2) 輸送施設の把握

県は、運送事業者である指定公共機関等、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設を把握する。

なお、道路、鉄道等の輸送施設は、「資料編」掲載のとおりである。

(3) 運送経路の把握

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路を把握する。

なお、運送経路は、「資料編」掲載のとおりである。

(4) 運送事業者との調整

県は、都市部において多数の避難住民の発生が見込まれることに留意し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行えるよう、運送事業者である指定公共機関等と運送の実施体制について調整する。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制等のための準備

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための所要の準備を行う。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

知事及び県警察は、武力攻撃事態等における緊急通行車両の確認に係る手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と緊密に連携する。

5 避難施設の指定（国民保護法第148条関係）

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するよう配慮する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設等を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないようにできるだけ多くの施設を指定するよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しない。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民、特に要配慮者等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難用が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

避難施設の指定は、以下の手順により行う。

- ① 候補施設の選定
知事は、市町村長に対し、候補施設の選定に関して協力を求める。
- ② 指定案の作成
知事は、市町村長の回答を踏まえ、指定案を作成する。
- ③ 施設管理者の同意
知事は、市町村長を経由して、施設管理者の同意を得、文書等により確認する。
- ④ 指定及び通知
知事は、施設管理者の同意が得られた施設を指定し、市町村長を経由して施設管理者に対して文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知を図る。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準

的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報をも国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。また、住民に対しても、関係機関の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報の周知を図る。

なお、避難施設は、「資料編」掲載のとおりである。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成（国民保護法第61条関係）

市町村は、県その他関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者の避難方法や季節別（特に降雪時）の避難方法、昼夜別の避難方法などについて考慮する。

なお、避難実施要領に定めるべき事項は、次のとおりである。

① 避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項

② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

なお、避難実施要領のイメージは、「資料編」掲載のとおりである。

(2) 運送体制の整備等（国民保護法第71条、第79条関係）

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町村長が実施する救援（国民保護法第76条関係）

市町村は、県との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

② 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

④ 医療の提供及び助産

⑤ 被災者の捜索及び救出

⑥ 埋葬及び火葬

⑦ 電話その他の通信設備の提供

⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

⑨ 学用品の給与

⑩ 死体の捜索及び処理

⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3章 生活関連等施設の把握

1 生活関連等施設の把握等（国民保護法第102条関係）

※ 生活関連等施設

① 国民保護法第102条第1項第1号の施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもので政令で定める施設

<例：発電所、変電所、駅等>

② 国民保護法第102条第1項第2号の施設

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められるもので政令で定める施設

<例：ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所等>

(1) 生活関連等施設の把握

① 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物及び施設の規模について整理する。

なお、施設の種類、所管省庁及び県関係部局は、「資料編」掲載のとおりである。

② 関係機関に対する情報提供

知事は、県警察、消防機関その他行政機関に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携を図る。

(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

① 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察、消防機関その他関係機関と協力し、その内容を周知させる。併せて事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

なお、生活関連等施設の所管省庁及び安全確保の留意点は、「資料編」掲載のとおりである。

② 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施について定める。

③ 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

④ 管理者に対する助言

県警察、消防機関その他関係機関は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

(3) 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施について定める。

2 県及び市町村が管理する公共施設における警戒

県は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村は、その管理する公共施設等における警戒等については、県の措置に準じて実施する。

この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄・整備

1 基本的考え方

- (1) 防災のための備蓄との関係（国民保護法第146条関係）
国民保護措置のために必要な物資や資材の備蓄は、防災のための物資や資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 国との連携
住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材以外の国民保護措置のために特別に必要な物資及び資材の備蓄・整備は、国全体としての対応を踏まえながら、国との連携のもとで対応する。

2 国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備

（国民保護法第142条、第144条、第145条関係）

- (1) 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材
県は、防災のために備蓄している物資や資材を活用できるよう、品目、備蓄量、備蓄先、供給要請先等を確実に把握しておくとともに、武力攻撃事態等において必要となる物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。
- (2) 国民保護措置の実施のために特別に必要な物資及び資材
国民保護措置に特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。
- (3) 国、県、市町村の連携
備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ適切に実施することが困難な場合に備え、県にあっては国に対し、また、市町村にあっては県に対し、必要な措置を講ずるよう要請するなど、相互の連携を図るものとする。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（国民保護法第142条、第145条関係）

- (1) 施設及び設備の整備及び点検
県は、国民保護措置の実施に活用できるよう、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。
- (2) ライフライン施設の代替性の確保
県は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性を確保する。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

5 復旧のための各種資料等の整備等

県は、法務局、市町村と連携し、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備する。

第5章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発（国民保護法第43条関係）

県は、武力攻撃から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限化するためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

(1) 啓発の方法・内容

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

- ① 国民保護に関する一般知識
- ② この計画並びに各機関の国民保護計画及び国民保護業務計画の内容
- ③ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- ④ 2～3日分の水、食糧等の備蓄
- ⑤ 各機関の対策
- ⑥ その他必要な事項

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、消防団や自主防災組織の特性を活かし、あるいは学習の場を活用するなど防災に関する啓発と連携し、地域住民への国民保護措置に関する啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（国民保護法第43条関係）

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長、消防吏員、警察官に対する通報義務について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合等に全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達を行うとともに、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民への周知を図る。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、各種警察活動を通じて、自然災害時の措置に準じて、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、その対処方法などの周知を図る。

(3) ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

県、市町村及び関係機関は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者

に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

3 市町村における国民保護に関する啓発（国民保護法第43条関係）

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立

1 初動体制

県は、初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、事態の推移に応じ、

○情報収集体制 ～国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、危機管理部長が県としても情報収集体制を強化する必要があると認めたときなど

○警戒体制 ～国により武力攻撃事態等の認定がされ、本県以外の都道府県が国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けたときなどをとるものとし、警戒体制については、県警戒本部を設置する。

国による武力攻撃事態等の認定がない場合においては、情報の収集、分析を行うとともに、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置により、被害の最小化を図る。

武力攻撃事態等の認定後においては、県警察、消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、国民保護法における緊急通報の発令や市町村と連携して退避の指示等の措置を講じる。

なお、知事は、県対策本部を設置する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県として指定するよう要請する。また、市町村長から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

なお、各体制の動員体制は、「資料編」掲載のとおりである。

2 県対策本部への移行

(1) 国から県対策本部を設置すべき通知があった場合

県警戒本部を設置した後に、本県に対し、県対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに、県対策本部に移行する。

(2) 県地域防災計画に従い対応を行っていた場合

県地域防災計画に従い災害対策本部が設置された場合において、その後、国による武力攻撃事態等の認定が行われ、本県に対し、県対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに、県対策本部に移行する。

3 市町村における初動体制の迅速な確立

市町村においても、県に準じた対応をとるものとする。

第2章 県対策本部の設置等

1 県対策本部

(1) 設置及び廃止（国民保護法第27条、第30条関係）

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合又はその解除の通知を受けた場合は、県対策本部を設置又は廃止する。

なお、設置及び廃止については、庁内放送、FAX、電子メール等により全部局・県の現地機関に通知するとともに、関係機関・団体に通知する。

(2) 設置場所

設置場所は、知事が指定した場所とする。

(3) 組織等（国民保護法第28条関係）

県対策本部の構成、組織及び事務分担等は、「資料編」掲載のとおりである。

(4) 県対策本部長の権限（国民保護法第28条、第29条関係）

- ① 国の職員その他県の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。
- ② 県及び市町村並びに指定公共機関等が実施する県内の国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。
- ③ 指定地方行政機関の長（指定地方行政機関がないときは、指定行政機関の長）又は指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- ④ 国対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。
- ⑤ 国対策本部長に対し、県内の国民保護措置に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- ⑥ ②の総合調整の関係機関に対し、県内の国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- ⑦ 県警察及び県教育委員会に対し、県内の国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置（市町村長等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保等

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線、インターネット、LGW

AN（総合行政ネットワーク）等あらゆる手段を用い、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。また、被害情報集約システムを活用して、被災情報を収集するとともに、県民に対する正確かつ積極的な情報提供を行う。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、直ちに、そのための要員を現場に配置する。また、直ちに、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずる。また、防災行政無線の統制局が被災した場合にあっても、通信を確保するため、代行統制局を確保する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

1 国の対策本部との連携

(1) 国対策本部との連携

県は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国現地対策本部との連携

県は、国現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(国民保護法第11条関係)

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

なお、各省庁の窓口は、「資料編」掲載のとおりである。

(2) 市町村からの措置要請（国民保護法第16条関係）

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど、適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等（国民保護法第15条関係）

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

なお、防衛省の連絡窓口は、「資料編」掲載のとおりである。

※ 想定される自衛隊の国民保護措置

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の自衛隊の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援（国民保護法第12条関係）

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県は、他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せて、その内容について消防庁を通じて国対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

県では、中部9県1市災害時等の応援に関する協定や全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定が締結されており、これに基づいた応援の要請及び実施を行う。

(2) 事務の一部の委託（国民保護法第13条関係）

- ① 県は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 県は、他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。また、知事は、事務の委託を行った場合は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（国民保護法第21条関係）

知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（国民保護法第151条～第153条関係）

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

なお、特別の必要があると認めるときは、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 県は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等（国民保護法第12条、第13条関係）

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

なお、応援を求められた都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を行う際の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等（国民保護法第14条、第18条関係）

- ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

- ③ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

（国民保護法第21条関係）

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等（国民保護法第4条関係）

(1) 自主防災組織等に対する支援

県は、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織やボランティア団体に対する支援を行う。

なお、武力攻撃事態等におけるボランティア活動等に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の安全性の有無を十分に見極める。

(2) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて国民に公表するほか、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請（国民保護法第4条関係）

武力攻撃事態等においては、住民と行政とが一体となって地域ぐるみで避難住民の誘導、救援、消火、保健衛生の確保等の活動を行うことが期待される。

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

なお、住民に対する協力の要請に当たっては、住民の意思を尊重するとともに、安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）

① 住民への協力要請

避難住民を誘導する県の職員、市町村の職員、警察官等、消防吏員及び消防団員又は避難住民の誘導を補助する県の職員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

② 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難住民の整理、要配慮者の介助等の実施に必要な援助とする。

(2) 避難住民等の救援（国民保護法第80条関係）

① 住民への協力要請

知事又は県の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

② 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難所における情報の伝達、食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助とする。

なお、知事が市町村長に救援に関する事務を委託したときは、市町村長又は市町村の職員が当該協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

（国民保護法第115条関係）

① 住民への協力要請

知事若しくは県の職員、市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員又は警察官等は、県又は市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、県内又は市町村内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

② 協力要請内容

協力を要請できる内容は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害の対処のための措置の実施に必要な援助とする。

(4) 保健衛生の確保（国民保護法第123条関係）

① 住民への協力要請

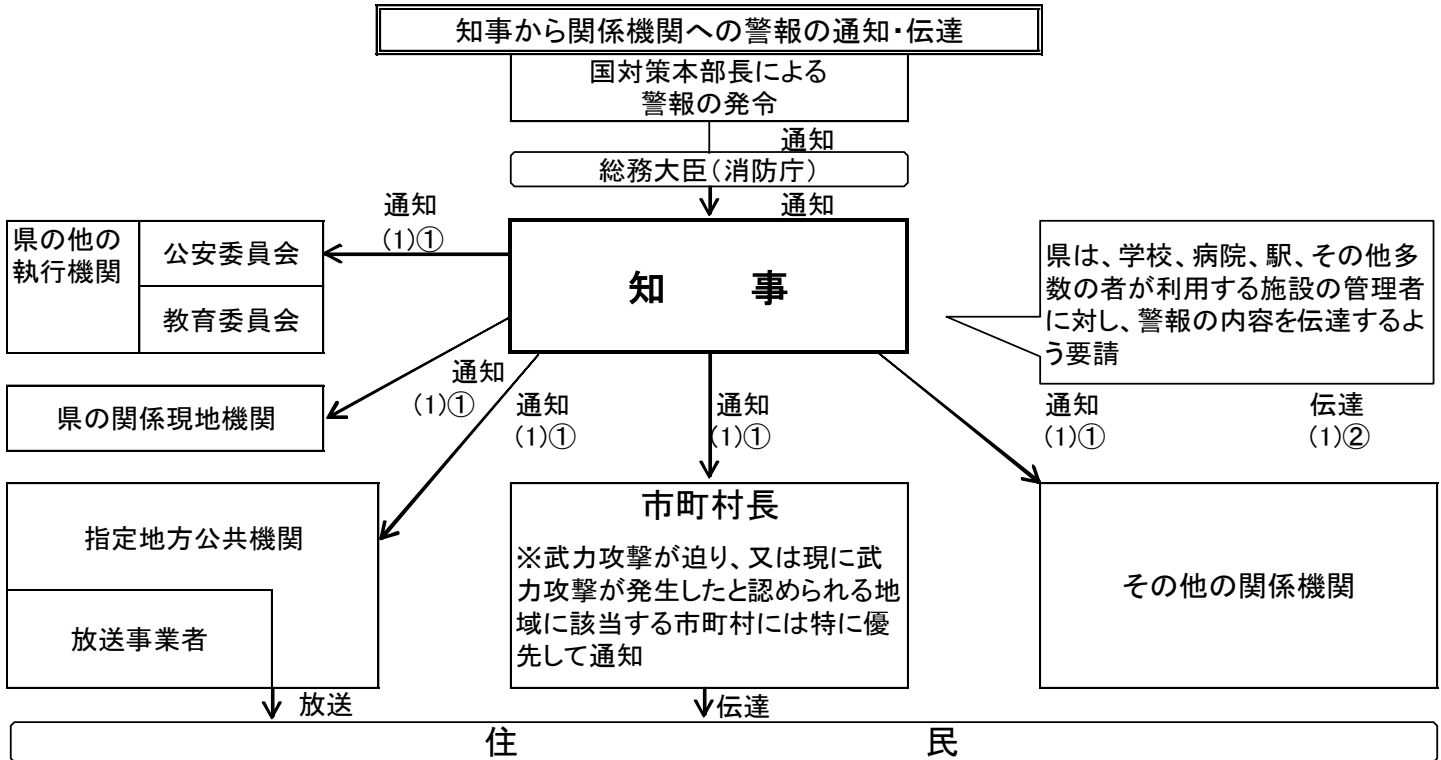
知事若しくは県の職員又は市町村長若しくは市町村の職員は、武力攻撃災害の発生により県又は市町村の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、県内又は市町村内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

② 協力要請内容

協力を要請できる内容は、集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助とする。

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の通知及び伝達



(1) 警報の通知等

① 警報の通知（国民保護法第46条関係）

ア 知事は、国対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係現地機関、その他の関係機関に通知する。

なお、警報に定める事項は以下に示すとおりである。

(ア) 武力攻撃事態等の現状及び予測

(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域を特定できる場合のみ)

(ウ) その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

イ 知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送する。

② 警報の伝達等（国民保護法第48条関係）

- ア 県は、あらかじめ把握した学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、あらかじめ把握した連絡先・連絡方法により、警報の内容を伝達するとともに、利用者に伝達するよう要請する。
- イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、岐阜県庁ホームページに警報の内容を掲載する。
- ウ 県警察は、市町村と協力して、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努める。

(2) 市町村長の警報伝達の基準（国民保護法第47条関係）

- ① 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに、住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- ② 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知を図る。

なお、住民等への伝達手段は主として以下のとおりである。

- (ア) サイレン(国が定めた放送方法による。)
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 自治会を通じての伝達
- (エ) 広報車
- (オ) ホームページへの掲載
- (カ) FAX(主に、聴覚障がい者に対して行う。)
- (キ) 電子メール

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

- ③ 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。
この場合においては、要配慮者及び観光客等に対する伝達に配慮するものとする。
- ④ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(3) 緊急通報の発令

① 緊急通報の発令（国民保護法第99条関係）

ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに、緊急通報を発令する。特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合で、対処の現場から情報を得たときには、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

イ この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知又は通報や県警察、消防機関その他関係機関からの情報の内容や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

② 緊急通報の内容（国民保護法第99条関係）

緊急通報の内容は、次のとおりとし、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

ア 武力攻撃災害の現状及び予測

イ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【A町B地区の山林において、C県のD海岸に乗り捨てられた小型船で上陸したと思われる武装した不審な集団が潜んでいる模様】

- ① B地区付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ② 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ③ テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ④ その他不審者に関する情報等があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

③ 緊急通報の通知等（国民保護法第100条関係）

緊急通報の関係機関への通知及び住民等への伝達については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

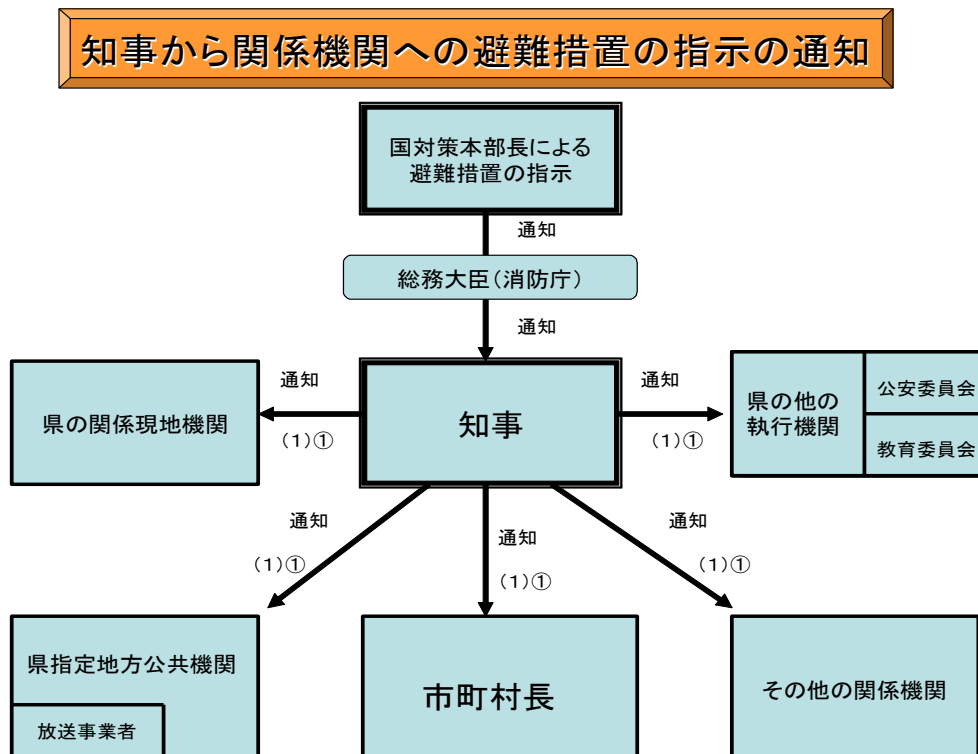
緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに、国対策本部にその内容を報告する。

④ 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、緊急通報の内容を放送するものとする。

2 避難の指示等



(1) 避難措置の指示（国民保護法第52条関係）

① 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

ア 知事は、消防庁を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係現地機関、その他の関係機関に通知する。

避難措置の指示の内容は以下に示すとおりである。

- (ア) 要避難地域
- (イ) 避難先地域
- (ウ) 関係機関が講ずべき措置の概要

なお、関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

② 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(2) 避難の指示

① 住民に対する避難の指示（国民保護法第54条関係）

ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示する。

イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

【避難の指示に際して調整等を行う事項】

- 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
関係市町村からの最新の情報の入手
- 避難のための運送手段の調整
 - ① 運送事業者との対応可能な輸送力や運送方法についての調整
 - ② 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ③ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ① 県警察、道路管理者等との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整
 - ② 道路の状況に係る道路管理者との調整
- 区域内外の避難施設の状況の確認
避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定)
- 国による支援の確認
 - ① 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ② 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ③ 防衛省への支援要請
- 市町村との役割分担の確認
市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ② 国対策本部長による道路の利用指針(特定公共施設利用法第12条第1項の道路の利用指針をいう。以下同じ。)等を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整

【避難経路の選定決定等について】

- 避難経路の決定
県は、避難の指示をする場合には、本県の地理特性を踏まえ、要避難地域、避難先地域のほか、使用が想定される国道や県道等主要な避難経路、運送を行うこととなる電車やバスの確保状況等避難のための交通手段等について示す。

(県の候補道路の決定基準)

- ① 高速自動車道、国道及びこれらを連絡する道路
- ② 県道
- ③ 上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ア バスの輸送拠点
 - イ 臨時ヘリポートなど

○ 市町村における避難経路の決定

県は、上記に基づき主要な避難経路を決定し、市町村に通知する。

通知を受けた市町村は、あらかじめ定めた候補路の中から、県が定めた主要な避難経路に接続する避難路を選定し、避難経路を決定する。また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。

(市町村の候補道路の決定基準)

- ① 県が指定した候補路に接続する主要な市町村道
- ② 県が指定した候補路及び上記道路と避難誘導拠点、避難施設等を連結し、又は相互に連結する道路
- ③ 候補道路沿いには、火災、爆発等の危険が高い場所がないように配慮する。

○ 運送事業者への協力要請

県及び市町村は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、下記の事項を示し国民保護業務計画又はあらかじめ締結した協定に基づき、避難住民の運送について協力を要請する。

- ① 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時(又は予想日時)
- ② 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路
- ③ 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施するものとする。

○ 避難路の交通対策の実施

① 県警察による交通規制

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、必要な措置を行う。

② 交通規制等の周知

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに、住民等に周知する。

県は、交通規制等の状況について、情報を収集し、関係市町村、指定公共機関等に通知する。通知を受けた市町村は、防災行政無線、広報車等を使用して住民等に周知を図る。

○ 運送実施状況の把握

- ① 避難誘導拠点、避難施設に位置する市町村職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市町村対策本部に報告するものとする。
- ② 運送事業者は、避難住民の運送状況について、逐次市町村対策本部へ報告

を行うものとする。

- ③ 市町村対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県対策本部等に報告するものとする。
- ④ 県対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次国対策本部に情報を提供する。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

岐 阜 県 知 事
○月○日○○時現在

- 1 本県においては、○日○時に国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 2 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
<運送手段及び避難経路>
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - (2) A市CC地区の住民は、B市DD地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
<運送手段及び避難経路>
徒歩により、緊急にEE地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

ウ 動物の保護等に関する配慮

県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）を踏まえ、危険動物等の逸走対策や飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講ずる。

なお、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」は、「資料編」掲載のとおりである。

エ 要避難地域の拡大設定（国民保護法第54条関係）

知事は、本県の地理的特性等にかんがみ、国対策本部長が示す要避難地域に

近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該住民へも避難を指示する。

② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

(国民保護法第57条関係)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

③ 県の区域を越える住民の避難の場合の調整 (国民保護法第58条関係)

ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事及び経路を管轄する都道府県知事と、あらかじめ協議する。

イ 知事は、他の都道府県から避難住民の受け入れ、又は県内市町村通過の協議を受けた場合には、区域内の市町村と協議を行い、区域内の避難施設の状況や受入体制等を勘案し、迅速に個別に受入地域等を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

【県の区域を越える避難にあたり知事が協議、通知する事項】

①他の都道府県へ避難する必要がある場合

- ア 避難を要する地域
- イ 避難を要する住民の数
- ウ 想定される避難の方法及び経路
- エ その他

②他の都道府県から避難を受け入れる場合

- ア 避難住民の受入能力
- イ 受入施設等
- ウ 受入施設までの経路
- エ その他

③他の都道府県の避難の経路となる場合

- ア 通過可能な車両及び住民の数
- イ 通過する経路
- ウ その他

ウ この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が行われることから、国の指示に基づいて行う。

エ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を

行うものとする。

④ 国対策本部長による利用指針の調整

知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国対策本部長による道路の利用指針等の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、国対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

⑤ 避難の指示の国対策本部長への報告（国民保護法第54条関係）

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

⑥ 避難の指示の通知等（国民保護法第54条）

避難の指示の関係機関への通知及び住民等への伝達については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制等を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

⑦ 避難施設の管理者への通知（国民保護法第54条関係）

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

⑧ 基本的な避難の種類

基本的な避難の種類と方法については以下のとおりである。

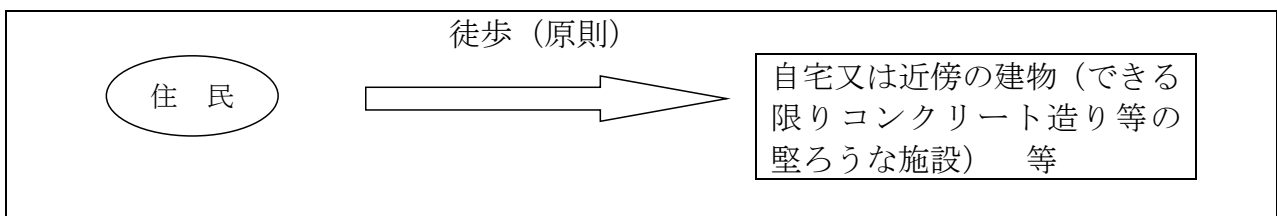
ア 屋内避難（避難パターンⅠ）

(ア) 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等

(イ) 避難方法

徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



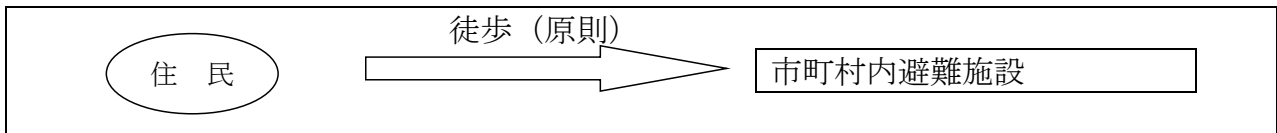
イ 市町村内避難（避難パターンⅡ）

(ア) 避難場所

市町村内の避難施設

(イ) 避難方法

徒歩を原則とする。ただし、市町村内であっても遠距離の場合又は自力での避難が困難な災害要援護者の場合は、指示された避難方法とする。



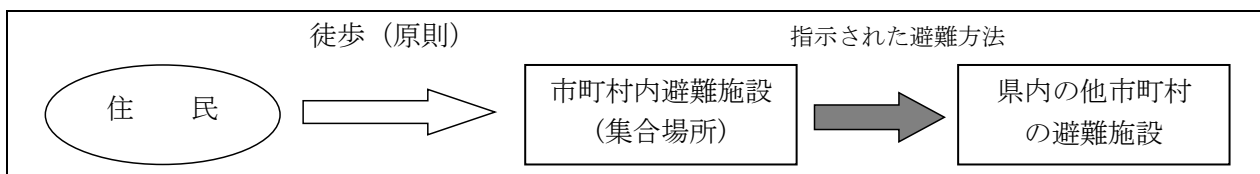
ウ 県内避難（避難パターンⅢ）

（ア）避難場所

県内他市町村の避難施設

（イ）避難方法

- ・ 市町村避難施設又は集合場所までの避難は、イの市町村内避難と同様とする。
- ・ 市町村避難施設又は集合場所から指定された県内他市町村の避難施設までは、指示された避難方法とする。



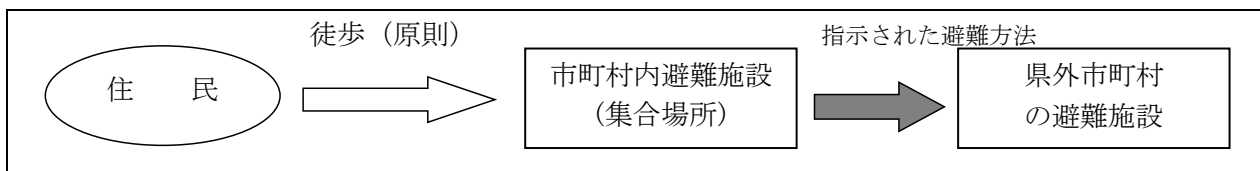
エ 県外避難（避難パターンⅣ）

（ア）避難場所

県外市町村の避難施設

（イ）避難方法

- ・ 市町村内避難施設又は集合場所までの避難は、イの市町村内避難と同様とする。
- ・ 市町村内避難施設から指定された県外他市町村の避難施設までは、指示された避難方法とする。



オ 避難方法

（ア）バス

指定公共機関等であるバス事業者等に要請し、運送を行う。

（イ）鉄道

指定公共機関等である鉄道事業者等に要請し、運送を行う。

（ウ）自家用車等

自力での避難が困難な要配慮者の避難や中山間地域等で運送手段が限られる地域の住民の避難の場合などで、やむを得ない事情がある場合に限り個人の自家用車の使用を認める。また、官公署、企業、学校、福祉施設等が保有するマイクロバス等の車両を活用する。

（エ）徒歩（自転車を含む）

近距離又は避難者の年齢、体力等により可能な場合は、徒歩による避難

を行う。

⑨ 避難の指示の解除（国民保護法第55条関係）

知事は、国対策本部長から避難措置の指示の解除の通知があった時には、避難の指示を解除するものとする。

なお、解除の通知の伝達方法については、避難の指示の通知と同様とする。

⑩ 避難住民の復帰のための措置（国民保護法第69条関係）

市町村長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 本県に想定される武力攻撃事態における避難措置

本県における武力攻撃事態等を具体的に想定することは困難であるが、第1編第4章の本県の地理的・社会的特徴を踏まえ、本県で起こる可能性があるとして想定される以下の事態における避難措置の基本的事項を代表的なものとして示す。

① 航空自衛隊岐阜基地がミサイル攻撃される場合

本県各務原市には、航空自衛隊岐阜基地があり、攻撃目標となる可能性がある。

ア 屋内避難

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに屋内避難をする。

前掲の避難パターンⅠによる。

イ 市町村内避難、県内避難、県外避難

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続する。

被害内容が判明し、国からの避難措置の指示の内容を踏まえた知事からの指示があった場合は、他の安全な地域（市町村内、県内、県外）への避難する。

前掲の避難パターンⅡ、Ⅲ、Ⅳによる。

② 隣県原子力施設が攻撃された場合

隣県で武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、原則として、国対策本部長による警報の発令や避難等の指示に従い、屋内退避又は他の地域への避難を行う。

知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

屋内退避及び避難の実施にあたっては県及び市町村の策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針、市町村が策定する避難計画等の定め例により行うものとする。

③ 都市中心部が攻撃を受けた場合

都市中心部が攻撃を受けた場合には、多数の要避難者が予想されるが、短時間で遠方に避難させることは極めて困難である。そのため、武力攻撃災害発生当初には、できるだけ速やかに自宅又は近傍の建物内へ避難する。

ア 屋内避難

前掲の避難パターンⅠによる。

イ 市内避難、県内避難

その後、事態の推移に応じ、国からの避難措置の指示の内容を踏まえた知事からの指示があった場合は、市内又は県内の避難施設へ避難する。

前掲の避難パターンⅡ、Ⅲによる。

④ 名古屋市及びその周辺から大量の避難住民を受け入れる場合

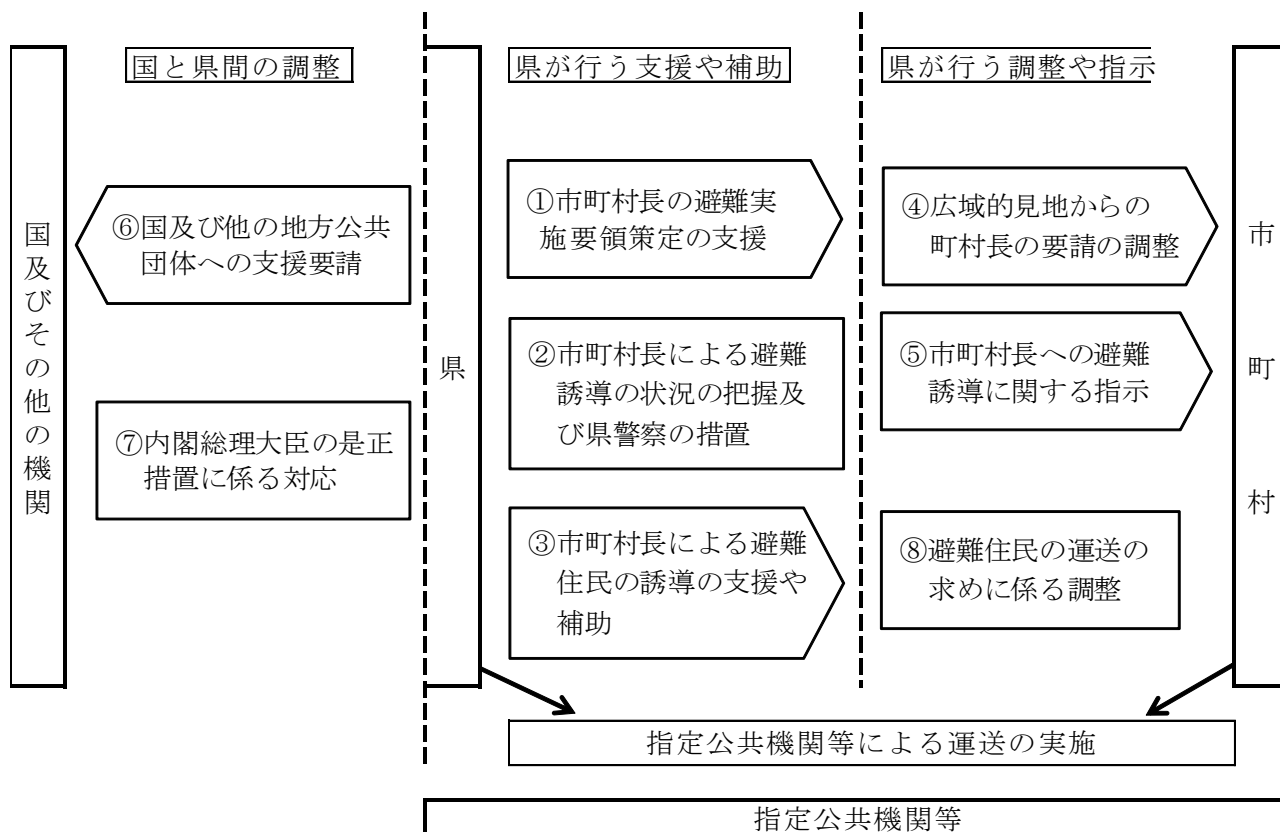
名古屋市及びその周辺が武力攻撃等を受けた場合には、大規模な避難住民が生じることが考えられる。

その場合の避難住民の受け入れについては、本県のみによる対応では不可能であるため、他の隣接県と共同で対応していく必要がある。

こうした事態に備え、あらかじめ隣接県をはじめとする全国都道府県と相互に、県域を越える住民の避難・救援に関する協定及び救援物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について検討していく。

(4) 県による避難住民の誘導の支援等

県による避難住民の誘導の支援等



- ① 市町村長の避難実施要領策定の支援（国民保護法第61条関係）
知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし避難住民の円滑な誘導が行えるよう、関係機関と調整し、必要な意見を述べる。
この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、必要な意見を述べる。
- ② 市町村長による避難誘導の状況の把握及び県警察の措置
(国民保護法第62条～第64条関係)
知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。
県警察は、自らの判断で、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村長又は知事からの要請にこたえて必要と考える所要の措置を講ずる。
- ③ 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助（国民保護法第67条関係）
知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

④ 広域的見地からの市町村長の要請の調整（国民保護法第63条関係）

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など、避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。また、市町村長から求めがあったとき、又はその求めを待ついとまがないときは、警察官等による誘導を行うよう要請する。

⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示（国民保護法第67条関係）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなるときは、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

⑥ 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

⑦ 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（国民保護法第68条関係）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整（国民保護法第71条、第72条関係）

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。また、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

なお、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

⑨ 指定公共機関等による運送の実施（国民保護法第71条関係）

運送事業者である指定公共機関等は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

(5) 避難実施要領（国民保護法第61条関係）

① 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県その他の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成した避難マニュアル及び県の作成する避難行動指針を参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

なお、避難実施要領に定める事項は以下のとおりである。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

② 避難実施要領の伝達及び通知

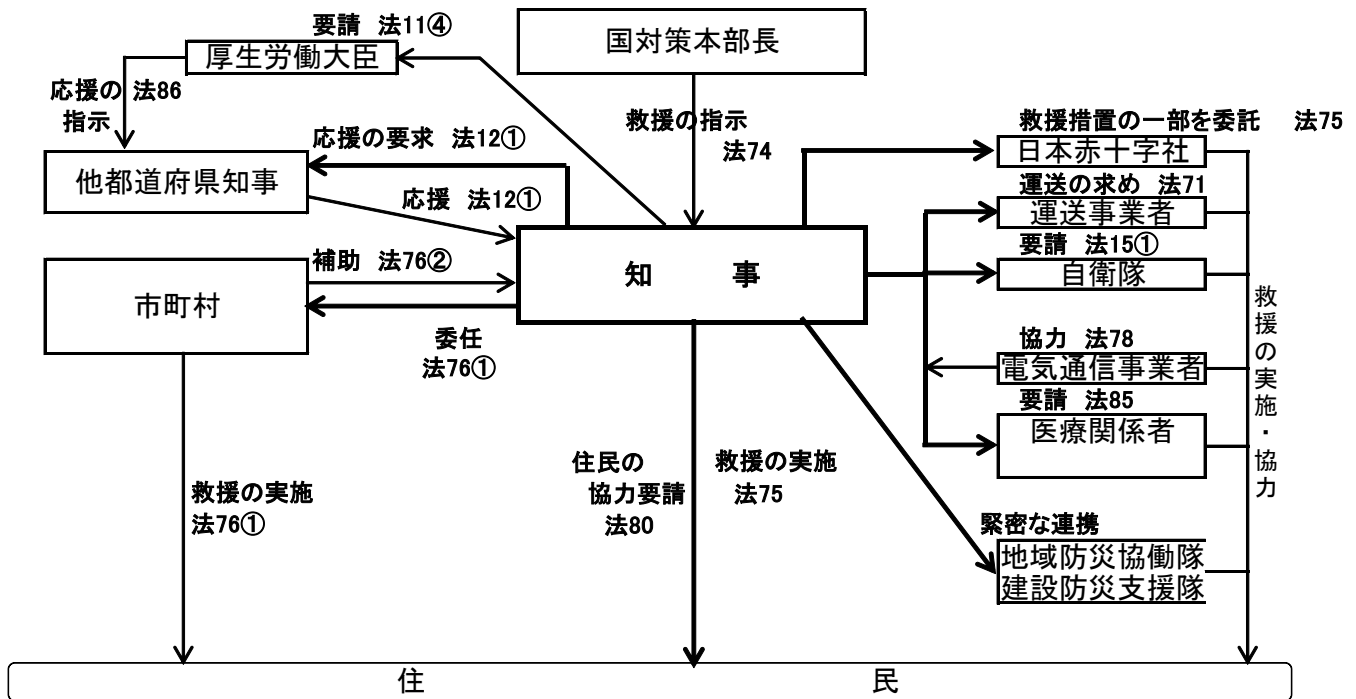
ア 市町村長は、市町村防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領について直ちに各世帯及び関係団体に伝達する。

イ 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の他の執行機関、県、当該市町村を管轄する警察署長、消防機関及び自衛隊のほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(6) 避難所等における安全確保等

県警察は、関係機関・団体と連携して、要避難地域、避難先地域等におけるパトロールや、避難所等の定期的な巡回、生活の安全に関する情報の提供等を行うとともに、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行うなどして、住民や当該施設の安全確保、犯罪の予防及び取締り、住民の不安軽減等に努める。

第5章 救援



※地域防災協働隊、建設防災支援隊については、P68～参照

1 救援の実施

(1) 救援の実施（国民保護法第75条関係）

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる救援のうち必要と認める措置を行う。ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待たないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村長への委任（国民保護法第76条関係）

知事は、救援については、自然災害における避難住民を救助する仕組みを活用することが救援を円滑に実施できる方法であると考えられることから、法第76条第1項の規定に基づき、救援を迅速に行う必要があると認めるときは、あらかじめ調整した上で、市町村長に救援の実施に関する事務の一部を委任する。

なお、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知するとともに、次の事項については、直ちに、その旨を公示する。

- ① 救援への協力（国民保護法第80条）
- ② 物資の売渡しの要請等（国民保護法第81条）
- ③ 土地等の使用（国民保護法第82条）
- ④ 公用令書の交付（国民保護法第83条）
- ⑤ 立入検査等（国民保護法第84条）
- ⑥ 医療の実施の要請等（国民保護法第85条）

(3) 市町村による救援の実施に係る連絡（国民保護法第76条関係）

知事は、市町村長が行うこととした救援に関する事務の実施に関し、必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができる。

また、市町村長は、市町村長が行うこととされた事務を除き、知事が行う救援を補助するものとする。

(4) 要配慮者への対応（国民保護法第9条関係）

県は、要配慮者に対して、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等（国民保護法第87条、第144条関係）

知事は、救援を行うに際して、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、具体的な内容を明示して支援を求める。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（国民保護法第12条関係）

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。

この場合において、あらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定めるところにより行う。

(3) 日本赤十字社との連携（国民保護法第77条関係）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。

この場合には、災害救助法における事務に準じた手続きにより行うこととなるが、委託する事項について、あらかじめ日本赤十字社岐阜県支部と委託協定を締結する。

救 援 の 措 置	日本赤十字社の協力
1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	
2 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給	○
3 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与	○
4 医療の提供及び助産	◎
5 被災者の捜索及び救出	
6 埋葬及び火葬	
7 電話その他の通信設備の提供	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	
9 学用品の給与	
10 死体の捜索及び処理	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
12 安否情報の収集、提供	○

○:協力 ◎:委託

(4) 緊急物資の運送の求め等（国民保護法第79条関係）

知事又は市町村長は、緊急物資の運送を行うため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章2の(4)の⑧に準じて行う。

(5) 指定地方公共機関による緊急物資の運送（国民保護法第79条関係）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章2の(4)の⑨に準じて行う。

3 救援の内容（国民保護法第75条関係）

(1) 救援の基準

知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

なお、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

ア 避難所

(ア) 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(イ) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

イ 応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

② 炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要がある者に対し、炊き出し等を行う。

イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を行う。

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

④ 医療の提供及び助産

ア 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

(イ) 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師または柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行うことができる。

イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができ

ない者に対して行う。

ウ DMAT（災害派遣医療チーム）の活用

災害現場に派遣される医療チームとして編成された「Disaster Medical Assistance Team（略してDMAT）」を活用する。

⑤ 被災者の捜索及び救出

ア 捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

イ 安全の確保

捜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察や消防機関等の関係機関と十分な連携を図る。

⑥ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。また、県警察、市町村等と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

⑦ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックス又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

⑨ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又はき損したため、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、教科書等学用品の給与を行う。

⑩ 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、捜索を行う。

イ 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれになくなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

被ばく患者に対する医療については、県は、内閣総理大臣より被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合には、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じて行う。また、国の協力要請に応じて医療関係者で構成する救護班を編成し、被ばく患者の診療を実施する。

(2) 生物剤（細菌、ウイルス、細菌性毒素）による攻撃の場合

県は、明らかに異常な感染症の患者の発生を認めた場合には、必要に応じて、国に対する専門家の派遣要請や感染症指定医療機関への入院措置等、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な措置を講ずる。また、国の協力要請があった場合は、医療関係者で構成する救護班を編成し、医療活動を行う。

(3) 化学剤（サリン等毒性の高い化学物質）による攻撃の場合

県は、国の協力要請があった場合は、医療関係者で構成する救護班を編成し、医療活動を行う。

5 救援の際の物資の売渡し要請等（国民保護法第81条～第85条関係）

(1) 物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ下記の措置を講ずることに留意する。

なお、下記の措置のうち、特定物資の収用や保管命令及び土地等の使用を行う際は、原則として文書による公用令書を交付して行うが、権利者の所在が不明である場合、国民保護法に定めるところにより、事後に交付する。

① 特定物資について、その所有者に対する売渡しの要請

※ 特定物資

救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

〈医薬品、食料、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等〉（国民保護法第81条第1項）

② 前記の売渡し要請に対し、正当な理由（被災等により特定物資が使用不能となっている場合や特定物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合など）がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の当該特定物資の収用

③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要である。被災等により家屋が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、所有者及び占有者が応じないときは、特に必要と認めるときは、同意を得ないで土地等を使用することができる。）

⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

⑦ 医療の要請及び指示

(2) 指定行政機関の長等への要請等

知事は、救援を行うため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法の規程に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡し要請等の実施を要請する。

6 既存民間防災組織との連携

県、市町村は、武力攻撃災害の場合であっても、一般災害の場合と同様に、民間防災組織の活動に期待するところが大きいことから、地域防災協働隊等との連携強化を図るものとする。

(1) 地域防災協働隊

避難住民等に対する支援や救援を迅速に行うためには、地域住民の自主的かつ積極的な協力が不可欠であることから、防災のために構築された地域防災協働隊に協

力を要請するなど、緊密な連携を図る。

※地域防災協働隊とは、自主防災組織、ボランティア、事業者、公共的団体その他関係行政機関が概ね小学校の通学区域を単位とし、連帯感をもって、相互に連携しながら、それぞれの地震防災の活動を行う仕組みをいう。

(2) 建設防災支援隊

被災者の救出・救護、障害物の除去等の応急措置は、一般の災害と同様に、建設業者の保有する重機の力に頼るところが大きいことから、建設防災支援隊に協力を要請するなど、緊密な連携を図る。

※建設防災支援隊とは、建物の倒壊などによる被災者の救助を支援するため、緊急輸送道路の通行の確保などを行いながら被災現場に赴き、重機等を活用して倒壊家屋等障害物の除去などにより被災者の救助支援を行う、地域の建設業者が任意に組織する自主防災組織をいう。

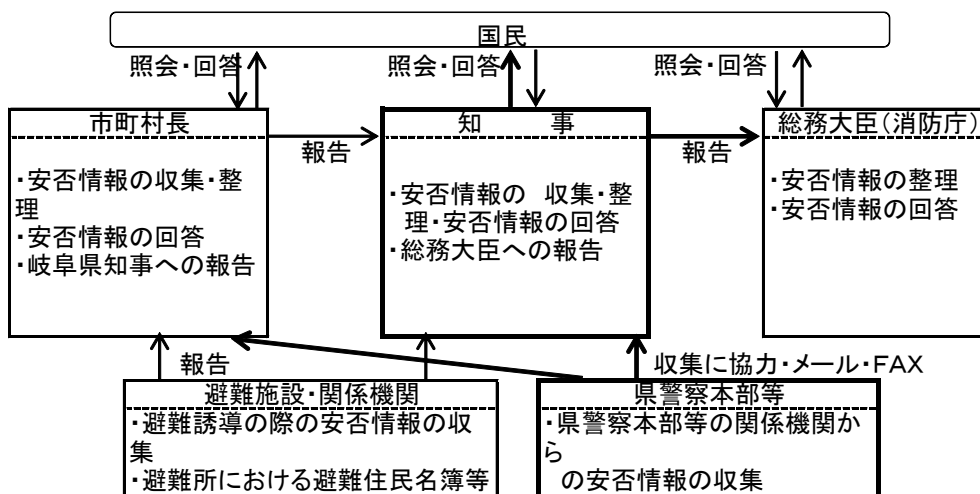
(3) その他

一般の災害と同様に、企業の持つ人的、物的資源を有効に活用することが必要なことから、関係企業に協力を要請するなど、緊密な連携を図る。

7 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医療を行うことを指示した医師、看護師等の医療関係者やその他救援に当たる者に対し、それぞれの業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供することなどにより、その安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供



【情報収集項目】	
1	避難住民・負傷住民
①	氏名
②	フリガナ
③	出生の年月日
④	男女の別
⑤	住所（郵便番号を含む。）
⑥	国籍
⑦	①～⑥のほか、その他個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧	負傷（疾病）の該当
⑨	負傷又は疾病の状況
⑩	現在の住所
⑪	連絡先その他必要情報
⑫	親族・同居者への回答の希望
⑬	知人への回答の希望
⑭	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2	死亡住民
	（上記①～⑦に加えて）
⑮	死亡の日時、場所及び状況
⑯	遺体が安置されている場所
⑰	連絡先その他必要情報
⑱	①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

1 安否情報

(1) 安否情報の収集

知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察その他関係機関への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

知事は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、

必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

知事は、市町村長から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 総務大臣に対する報告（国民保護法第94条関係）

知事は、総務大臣に対し、遅滞なく、安否情報を報告しなければならない。

なお、報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで消防庁に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答（国民保護法第95条関係）

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（別添3のとおり）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 知事は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（別添4のとおり）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 知事は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めると

きは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を別添安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

- ③ 知事は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（国民保護法第96条関係）

知事は、日本赤十字社岐阜県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（国民保護法第94条関係）

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行うものとする。また、市町村長は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の収集及び報告

市町村長は、収集し、整理した安否情報を知事に対して随時報告するとともに、照会に対しては、県に準じて回答するものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（国民保護法第97条関係）

① 武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害の防除、軽減及び被害の最小化のために必要な措置を講ずる。

② 国対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報（国民保護法第98条関係）

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員、警察官からの当該兆候の通知又は通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保（国民保護法第102条関係）

知事は、生活関連等施設の安全確保について、次のとおり必要な措置を講ずる。

① 生活関連等施設の状況の把握

知事は、生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

なお、安全確保の留意点は、「資料編」掲載のとおりである。

② 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止す

るため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等、安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

なお、県警察、消防機関その他の行政機関は、生活関連等施設の管理者や所管官庁、知事から生活関連等施設の安全確保のため、支援の求めがあったときは、指導、助言等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求めることができる。また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等安全確保のため必要な措置を講ずる。

④ 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設については、速やかに要請し、施設の安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、情勢により当該施設が何らかの攻撃にあう可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。

この場合において、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により当該制限区域を公示する。

警察官は、立入制限区域が指定されたときは、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

この場合において、可能な限りロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

⑤ 国対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、関係機関と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措

置等の情報を迅速に把握する。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（国民保護法第103条関係）

① 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、次のアからウの措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお、危険物質等の種類に応じた措置とその区分については、「資料編」掲載のとおりである。

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を命ずることができる。また、①のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害は、国による高度な専門的、技術的措置が必要であり、通常の武力攻撃災害とは異なる特殊性を有している。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処（国民保護法第105条関係）

県は、事業所外運搬中の核燃料物質等又は県外原子力事業所で武力攻撃災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。

① 県地域防災計画の準用

原則として、県地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。また、モニタリングによる把握及び県警察、消防機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに、原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報する。

イ 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を行い、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

<公示の内容>

- ・ 応急対策実施区域
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・ 応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

ウ 知事は、国対策本部長の指示に基づき、次に掲げる応急対策を行うとともに、所要の応急対策を講ずべき市町村長に対して、次に掲げる事項に関する指示を行う。

(ア) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項

(イ) 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

(オ) 緊急輸送の確保に関する事項

(カ) 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(キ) その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

③ モニタリングの実施

ア 県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に国現地対策本部が設置された場合は国現地対策本部）に連絡する。

イ 県は、公示を行った後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に連絡する。

※ オフサイトセンター

武力攻撃原子力災害が発生した場合に、現地において、国の現地対策本部や都道府県及び市町村の現地対策本部など関係機関が、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる緊急事態応急対策等拠点施設。

ウ 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

④ 住民の避難等の措置

ア 知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、屋内避難や移動による避難の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

ウ 避難等の実施にあたっては県及び市町村が策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針、市町村が策定する避難計画等の定め例により行うものとする。

⑤ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 県は、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

※ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会

武力攻撃原子力災害が発生した場合に、国の現地対策本部が組織する会合の一つ。国の現地対策本部長、都道府県及び市町村の現地対策本部の代表や、指定公共機関、原子力事業者、その他の専門家で構成されるもの。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療機関情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

⑥ 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。また、生活関連等施設に係る規定に準じ、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

⑦ 安定ヨウ素剤の配布

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

※ 安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素を吸入すると甲状腺に選択的に集積し、放射線の内部被ばくによる甲状腺癌等を発生させる可能性があることから、この集積を防ぎ、甲状腺への放射線被ばくを低減させるため、予防的に服用する薬剤。

⑧ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

知事は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施等については、県及び市町村が策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針、市町村が策定する避難計画等の定め例により行うものとする。

⑨ 飲食物の摂取制限等

知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑩ 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するとともに、防護服の着用や安定ヨウ素剤の服用等により、応急措置を講ずる要員の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) N B C 攻撃による災害への対処（国民保護法第 1 0 7 条、1 0 8 条関係）

知事は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、事態対処法第 9 条第 1 項の規定により、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を踏まえた対応を行うことを基本とする。それに加えて、以下に掲げる対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 対処基本方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

② 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

なお、県警察その他関係機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

③ 関係機関との連携

知事は、攻撃による被害の情報や必要となる資材・物資や要員について、市町村長、県警察及び消防機関と連携して情報を集約する。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所、保健環境研究所を通じて医療機関等と共有する。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ（心的外傷）等による心のケアの問題に対応する。

④ 汚染原因に応じた対応

県は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、直ちに、汚染の範囲特定に資する被災情報を報告する。

イ 生物剤による攻撃の場合

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、保健環境研究所は、医療機関との連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

県は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

⑤ 知事等の権限

内閣総理大臣から協力の要請を受けた知事、又はその知事から要請を受けた市町村長、消防組合の管理者若しくは長又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、特に必要と認めるときは、次の表に掲げる措置を講ずることができる。

国民保護法 第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人に通知する。また、上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

施行令 第31条	1号	当該措置を講ずる旨
	2号	当該措置を講ずる理由
	3号	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
	4号	当該措置を講ずる時期

	5号	当該措置の内容
--	----	---------

3 応急措置等

(1) 退避の指示（国民保護法第112条関係）

① 退避の指示

ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）を指示することができる。

この場合、必要があると認めるときは、退避先を指示することができる。

なお、退避の指示をしたとき（ウの警察官又はエの自衛官から通知を受けた場合も同じ。）は、速やかに知事に通知するものとする。また、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示するとともに、速やかに、知事に通知しなければならない。

指示の方法は、警報の伝達に準じて行うものとする。

イ 知事は、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、自ら退避を指示することができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

なお、退避先の指示及び公示については、市町村長が行う場合と同様である。

ウ 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し退避を指示することができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

エ 市町村長又はその職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認められるときに限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。以下第2号において同じ。）の自衛官は、退避を指示することができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

※ 退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れること。

【退避指示の例】

- 1 「〇〇市〇〇町〇～〇丁目、同〇〇町の地区の住民は、屋外での行動は危険なため、屋内に一時退避すること。
- 2 「△△市〇〇町〇～〇丁目、同〇〇町の地区の住民は、屋外での行動は危

険なため、〇〇地区の〇〇センター及び〇〇地区の〇〇センターに一時退避すること。

【屋内退避を行う方が危険性が少ないと考えられる場合】

- 1 NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防御手段がなく、移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- 2 敵のゲリラや特殊部隊が秘密裏に行動し、その行動実態についての情報がなく、移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

② 退避指示に伴う措置

ア 知事又は市町村長は、退避を指示したときは、速やかに、関係機関にその旨を通知する。

なお、通知を受けた県警察は、交通規制等必要な措置を講ずる。

イ 知事は、市町村長から退避を指示した旨の通知を受けたとき、又は自ら退避を指示したときは、国対策本部長による避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(2) 知事、市町村長の事前措置（国民保護法第111条関係）

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

当該指示をした場合には、直ちに、市町村長へ通知する。また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をするとともに、直ちに、指示をした旨を市町村長へ通知する。

(3) 警戒区域の設定（国民保護法第114条関係）

① 警戒区域の設定

ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

なお、警戒区域の設定にあたっては、警報の伝達に準じて住民に知らせるとともに、表示板、ロープ等で区域を明示するものとする。

イ 知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定をすることができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

ウ 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

エ 出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、市町村長に代わって職権を行う者がいないと認められるときに限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、直ちに、市町村長に通知しなければならない。

② 警戒区域の設定に伴う措置

ア 知事又は市町村長は、警戒区域を設定した場合は、必要な職員を配置し、住民や車両が立ち入らないように必要な措置をとる。

イ 知事又は市町村長は、警戒区域を設定したときは、関係機関に速やかにその旨を通知する。

なお、通知を受けた県警察は、交通規制など、必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、市町村長から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき、又は自ら警戒区域の設定を行ったときは、国対策本部長による避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(4) 応急公用負担等（国民保護法第113条関係）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとする場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 消防に関する措置等（国民保護法第117条～第120条関係）

① 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

② 消防に関する指示等

ア 市町村長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。また、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して消防に関する措置の指示を行う。

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を指示する。

(6) 県警察による救助活動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告（国民保護法第126条、第127条関係）

(1) 県は、関係機関と連携して電話、防災行政無線、被害情報集約システムその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

なお、県警察は、交番、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村、指定地方公共機関、その他関係機関に対し、武力攻撃災害の状況の概況等の被害情報について報告を求める。

(3) 県は、自ら収集し、又は市町村等から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに、消防庁に報告する。また、その後の情報については、別添2の様式により、消防庁に報告する。

(4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに、速やかに、警察庁及び中部管区警察局に連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

（国民保護法第126条、第127条関係）

市町村は、収集した被災情報の第一報を火災・災害等即報要領第1総則4（1）に規定する第3号様式（別添5のとおり）により、速やかに、県及び消防庁に報告するものとする。また、その後の情報については、別添2の様式により、県に報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、速やかに、当該被災情報を県に報告するものとする。

3 被災情報の提供

県及び市町村は、国民に対する情報提供に当たっては、広報担当者を置くなどにより、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。また、提供する情報の内容について、関係機関との情報交換を行うよう努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

県は、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、健康指導等を実施するとともに、健康相談等の窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理（国民保護法第124条関係）

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

- ③ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考として、以下の措置を講ずる。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護（国民保護法第125条関係）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに、所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに、当該措置の施行に当たる。
なお、所有者等が移転を拒否する場合には、所有者等の正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- ② 県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該職員は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示さなければならない。

(3) 県指定文化財に関する指導又は助言

県教育委員会は、県指定文化財に関し、武力攻撃災害による被害を防止するため、その所有者に対し、指導又は助言を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定（国民保護法第129条関係）

(1) 価格の調査・監視及び要請等

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

※ 国民生活との関連性が高い物資若しくは役務
食品や衣類、寝具、貸家など国民の消費生活に必要な物資及び役務をはじめ、国民生活に関連性の高い物資及び役務。

※ 国民経済上重要な物資若しくは役務
国民経済におけるウェイト、使用範囲の広さ等からみて重要な物資又は役務。

(2) 関連法令に基づく措置の実施

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度において、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査及び関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

※ 指定物資

物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうち価格の安定が特に必要なものとして、政令で指定される物資。

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

なお、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難

先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の、必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 県税の減免等（国民保護法第162条関係）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の簡素化、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民や被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川及び道路の管理者である県は、河川及び道路の管理に必要な措置を講ずる。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行う。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施（国民保護法第 1 5 5 条）

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。また、交通規制等を行うに際しては、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や国民保護措置の状況に応じ、緊急通行車両について確認し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付する。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、他の道路管理者等と連携して、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 運転者等に対する措置命令

県警察は、通行禁止区域等において緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要に応じて車両その他の物件の所有者等に対し、移動その他必要な措置命令を行う。

(3) 放置車両の撤去等

(2)の場合で、所有者等が従わない、又はその場にいないときは、県警察は自ら必要な措置をとる。

(4) 緊急通行車両の先導等

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて警察車両による先導等を行う。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

知事又は県警察本部長は、ジュネーブ諸条約の第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（国民保護法第 1 5 7 条関係）

① 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

② 信号


第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

③ 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

表面	裏面
 <p>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p> <p>for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name ----- 生年月日/Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>----- 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry -----</p>	<p>身長/Height ----- 眼の色/Eyes ----- 髪の色/Hair -----</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----</p> <p style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p> <p>-----</p> <p>印/Stamp 所持者の署名/Signature of holder</p>

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

（白地に赤十字）

自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型

(2) 特殊標章等（国民保護法第 1 5 8 条関係）

① 特殊標章

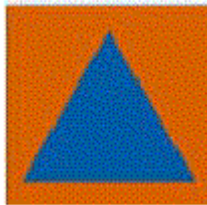
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。



③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
指紋図/Finger-prints -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理（国民保護法第158条関係）

(1) 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 知事
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県の職員

- イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - イ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を
する者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方（国民保護法第139条、第140条関係）

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

知事は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧（国民保護法第139条、第140条関係）

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに、被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等（国民保護法第139条関係）

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する道路施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設について、速やかに、被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 被災施設及び被災地の復旧（国民保護法第141条関係）

(1) 基本的考え方

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

(2) 公共施設等の復旧

県は、武力攻撃災害により被災した公共土木施設等の復旧及び大規模な被害を受けた被災地の計画的な復興に努める。

① 実施責任者

県は、市町村と連携し、武力攻撃災害により被災した公共土木施設、農林水産施設等の早期の本格復旧を図る。

② 武力攻撃による災害復旧の促進

ア 県及び被災した市町村は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに、公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

イ 県及び市町村は、大規模な武力攻撃災害により、壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適な市街地を形成し、都市機能が充実するよう努める。

ウ 県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債の措置等を講ずることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

エ 市町村において、緊急に、災害復旧資金の需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資により財源の確保を図るものとする。

この場合において、県は、岐阜財務事務所と協力し、適切かつ効果的な措置を講ずる。

2 住宅の確保

県は、武力攻撃災害により被災した住民の生活の再建及び安定を図るため、住宅の確保等適切な支援を行う。

(1) 住環境の改善

県は、市町村と連携し、武力攻撃により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図られるよう、必要な支援を行う。

(2) 住宅の供給

県及び市町村は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を作成し、被災者に対する住宅の供給を図る。

3 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の生活の安定を確保し、経済の復興を促進する。

(1) 商品の確保

- ① 県及び市町村は、生活必需品その他の商品の在庫量及び必要量を把握するとともに、不足があれば国、企業等と協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。
- ② 鉄道、道路等の管理者は、物流の確保を図るため、速やかな施設の復旧に努める。

(2) 通貨及び金融の安定

東海財務局は、被災地の金融機関に対して、金融の安定に資するため、必要な対応を行うこととされている。

日本銀行は、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するための必要な措置を講ずることとされている。

(3) 物価の監視

県は、物価の動向の調査及び監視をするとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては勧告、公表等の適切な措置を講ずる。

(4) 消費者への情報の提供

県は、市町村と連携し、消費者の保護を図るため、生活必需品その他の商品の在庫量、適正価格、販売場所等の情報を消費者に提供する。

(5) 各種市場、取引所等の再開

県は、市町村及び各関係機関と連携し、各種市場、取引所等がその施設及び設備を復旧し、速やかに営業を再開することができるよう指導及び支援を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（国民保護法第168条関係）

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

- ① 住民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てんに要する費用

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（国民保護法第159条関係）

県は、県により以下の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償を行う。

- ① 救援のための物資の収用及び保管命令
- ② 救援のための土地、家屋又は物資の使用
- ③ 武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- ④ 交通規制の際の車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償（国民保護法第159条関係）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（国民保護法第160条関係）

県は、県による要請を受けて以下による国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施
- ④ 保健衛生の確保

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（国民保護法第161条関係）

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等（国民保護法第168条関係）

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

市町村は、国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（国民保護法第172条関係）

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、岐阜県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達が次の2によるほか、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知、伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行う。

別添 1
第 2 編 第 1 章 4 (4)
第 3 編 第 6 章 2

安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号

安否情報報告書

報告日時：年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の住所	⑪連絡先その他の必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は回答又は公表の同意	備考

備考
 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した上で、加えられている場所を記入し、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入し、「⑩現在の住所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

別添2

第2編 第1章 4 (6)

第3編 第8章 1 (3)

第3編 第8章 2

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分

岐 阜 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

安否情報省令第3条に規定する様式第4号

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないでください。

安否情報省令第4条に規定する様式第5号

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

別添 5

第 3 編 第 8 章 2

火災・災害等即報要領第 1 総則 4 (1) に規定する第 3 号様式

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	重症	人 (人)
		中等症	人 (人)
	不明 人	軽症	人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

岐阜県国民保護計画

平成18年 3月31日作成
平成18年12月22日変更
平成19年 3月31日変更
平成20年 3月31日変更
平成22年 3月19日変更
平成24年 3月31日変更
平成26年 2月 7日変更
平成26年11月14日変更
平成28年 3月31日変更
平成28年 8月31日変更
平成30年 6月26日変更

編集・発行 岐阜県危機管理政策課
〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-1121
FAX 058-278-2524
E-mail c11117@pref.gifu.lg.jp
